

総務省

○農林水産省告示第十八号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子

農林水産大臣 齋藤 健

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
大隅	鹿児島県肝属郡肝付町の全域	肝付町	肝付町産業振興 促進計画	平成二十九年 九月八日